政令を是正し「被爆体験者」に被爆者手帳発付を求める全国署名

内閣総理大臣　菅　　直人　様
厚生労働大臣　細川　律夫　様

原爆投下から６５年目です。被爆者は高齢化し、放射線後障害の苦悩は更に深まっています。

原爆の加害実相、黒い雨や放射線微粒子等の残留放射能による内部被曝の被害実相は、今ようやく明らかになってきました。

長崎の被爆地域は旧「長崎市」を基本に法定されました。爆心地から遠点１２.４㎞、近点８㎞のいびつな地形です。このいびつさを是正するために、政令によって隣接被爆地域を指定することになっています。ところが、政令指定は北方１２㎞の陸地だけで東西の隣接地域は除外しました。わたしたちは公正で科学的な調査を怠った不当かつ違法な政令のもとで行政による被爆体験者に差別化されました。わたしたちはもう待てません。政令を閣議によって是正し、わたしたちを被爆者援護法に基づく被爆者として認めてください。

政府は、長崎地方裁判所における不誠実な対応を中止してください。わたしたちを被爆者と認めるよう求める裁判は提訴から２年半たち、原告は死亡減少し、３９５人になっています。

司法の結論も待たず、政府の責任で、一刻も早く「被爆者援護法」によって救済することを求めます。

１、政令を是正し、長崎の爆心地から１２㎞以内で被爆した人すべてを被爆者と認め、被爆者援護法に基づく援護をおこなうことを求めます。

全国被爆体験者協議会　被爆体験者訴訟原告団

被爆体験者裁判を支援する会

取り扱い団体（　　）

集約先　：　〒871-0403 長崎市布巻町８２７－４　岩永慶一気付
℡/fax　０９５－８９２－００２４

名　　前	住　　所